

基準日設定公告

当社は、平成 20 年 2 月 15 日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議により全部取得条項の付された当社株式（以下「全部取得条項付株式」といいます。）につき、平成 20 年 3 月 24 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載または記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付株式の全て（自己株式を除きます。）を平成 20 年 3 月 25 日を取得日として当社が取得し、これと引換えに、当社定款第 6 条の 2 第 2 項の定めに従い、全部取得条項付株式 1 株に対し、0.00004937 株の割合にて当社定款第 6 条の 3 に定める当社の新たな普通株式を当社が交付する株主として定めることといたしましたので公告いたします。

平成 20 年 2 月 19 日

以 上

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
株式会社サイバードホールディングス
代表取締役社長兼グループ CEO 堀 主知ロバート

公告中断についての追加公告

下記の期間、電子公告調査機関に登録する本公告の URL と当社ホームページ上に掲載される本公告の URL に差異が生じた事から電子公告の中断が発生いたしました。

記

平成 20 年 3 月 17 日 16 時 10 分から平成 20 年 3 月 17 日 17 時 57 分まで

以 上